



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

572	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
573	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	(消防保安課).....	2
574	平成25年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	2
575	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	4
576	〃	(〃).....	4
577	〃	(〃).....	5
578	〃	(〃).....	5
579	〃	(〃).....	6
580	〃	(〃).....	6
581	〃	(〃).....	6
582	〃	(〃).....	7
583	〃	(〃).....	7
584	〃	(〃).....	7
585	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	8
586	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	8
587	方地区土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	8
588	方地区土地改良区の定款変更の認可	(〃).....	9
589	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	9
590	〃	(〃).....	10
591	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	10
592	漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	(資源管理課).....	11
593	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	11

○ 公安委員会告示

22	雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	12
----	---	-------	----

○ 内水面漁場管理委員会指示

1	漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止等	16
---	---------------------------	-------	----

○ 公告

	入札公告	(情報政策課).....	16
--	------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第572号

平成25年度行財政情報サービス (iJAMP) の提供契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政

令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成25年度行財政情報サービス(iJAMP)の提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社
東京都中央区銀座五丁目15番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
30,315,600円(うち消費税及び地方消費税の額1,443,600円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第573号

高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第29条の2並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の4の2の規定に基づき高压ガス製造保安責任者免状及び高压ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高压ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 委託に係る免状交付事務の内容
高压ガス製造保安責任者及び高压ガス販売主任者免状の新規交付及び再交付並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付及び書換え等に関する事務
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所
高压ガス保安協会(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号)

和歌山県告示第574号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成25年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 業務内容
平成25年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成25年5月17日（金）から同月23日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年5月28日（火）午後4時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成25年5月23日（木）午後1時30分から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年5月29日（水）から同月31日（金）までの午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成25年5月17日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 2の(1)のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出した者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (6) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成25年6月6日（木）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成25年6月12日（水）午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成25年6月18日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第575号

和歌山県日高郡由良町大字門前の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡由良町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成24年10月5日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡由良町大字門前の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡由良町大字門前の一部地区

5 認証年月日

平成25年5月9日

和歌山県告示第576号

和歌山県日高郡由良町大字門前の一部、大字里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定に

より公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年10月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字門前の一部、大字里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字門前の一部、大字里の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年5月9日

和歌山県告示第577号

和歌山県日高郡由良町大字門前の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年10月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字門前の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字門前の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年5月9日

和歌山県告示第578号

和歌山県海南市高津地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月20日から平成24年12月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市高津地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市高津地区
- 5 認証年月日

平成25年5月9日

和歌山県告示第579号

和歌山県紀の川市上野地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成25年1月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市上野地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市上野地区
- 5 認証年月日
平成25年5月9日

和歌山県告示第580号

和歌山県橋本市隅田町山内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成21年5月25日から平成24年3月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市隅田町山内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市隅田町山内の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年5月9日

和歌山県告示第581号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年1月29日まで
- 3 成果の名称

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区

5 認証年月日

平成25年5月9日

和歌山県告示第582号

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡広川町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年1月25日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区

5 認証年月日

平成25年5月9日

和歌山県告示第583号

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡広川町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年1月25日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区

5 認証年月日

平成25年5月9日

和歌山県告示第584号

和歌山県紀の川市桃山町調月の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成22年5月25日から平成25年1月10日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市桃山町調月の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市桃山町調月の一部地区

5 認証年月日

平成25年5月9日

和歌山県告示第585号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年6月18日まで縦覧に供する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年4月18日

2 名称

特定非営利活動法人あすか

3 代表者の氏名

奥優

4 主たる事務所の所在地

和歌山市西庄364番地 YM西庄ビル

5 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな就職困難者に対し、自立できるための就労訓練やキャリア形成支援、無料職業紹介に関する事業を行なうとともに企業が求める人材を育成し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第586号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410 258	か〜む	西牟婁郡白浜町 2867-26	就労継続支援 B型	特になし	社会福祉法人 やおき福祉会	田辺市下三栖14 75-201	平成 25.5.1

和歌山県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成25年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	北東久明	海南市下津町方828番地
理事	中西秀行	海南市下津町上116番地
理事	戎善喜	海南市下津町方754番地
理事	大谷公哉	海南市下津町方1153番地
理事	上野光弘	海南市下津町大崎1466番地
理事	岩本長士	海南市下津町方426番地2
理事	梶本眞示	海南市下津町方867番地
理事	波床彰文	海南市下津町方1471番地
理事	波床雅弘	海南市下津町方1915番地3
理事	鯨清治	海南市下津町大崎1431番地3
理事	宮本祐次	海南市下津町方1090番地
理事	楠戸登吉	海南市下津町下津258番地
監事	森脇茂行	海南市下津町方1420番地
監事	山本誠之	海南市下津町方1643番地

2 就任した役員（平成25年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	大谷文章	海南市下津町丸田354番地1
理事	田中基晴	海南市下津町方410番地
理事	宮本善史	海南市下津町方997番地
理事	大谷明弘	海南市下津町方1474番地
理事	向山忠男	海南市下津町方1578番地
理事	北東伸之	海南市下津町方826番地
理事	小西賢治	海南市下津町上103番地
理事	榎本友紀	海南市下津町大崎1376番地
理事	木下一樹	海南市下津町方431番地1
理事	鯨正幸	海南市下津町方437番地
理事	硯久幸	海南市下津町方455番地5
理事	南口佐一	海南市下津町方876番地1
監事	戎功	海南市下津町方1794番地2
監事	楠戸洋	海南市下津町下津206番地

和歌山県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、方地区土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第589号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村丹生ノ川字串谷562（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字串谷562（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第590号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村丹生ノ川字坂田井607の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第591号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第592号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称

加太、西脇、雑賀崎、田野浦、毛見浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、箕島町、逢井、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、檜野、古座、西向、津荷、下田原、太地、浦神、勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

和歌山県告示第593号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

柏1（5-382-1-001-1）、柏2（5-382-1-001-2）、小杭2（5-382-1-003）、久志之谷川（5-382-1-045）、志賀川左支溪（5-382-1-051）、志賀川右支溪（5-382-2-048）、西谷（5-382-2-052）、志賀川左支溪（5-382-3-002）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

小杭1 (5-382-1-002)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する政令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第22号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成25年5月17日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
雑踏警備業務1級	10名
雑踏警備業務2級	10名
交通誘導警備業務2級	10名
施設警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	10名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成25年10月1日 (火) 午前10時から正午まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成25年10月1日 (火) 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	平成25年10月1日 (火) 午後2時から午後4時まで	
施設警備業務2級	平成25年10月3日 (木) 午前10時から正午まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成25年10月3日 (木) 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成25年11月7日 (木) 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成25年11月12日 (火) 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	平成25年11月14日 (木)	

	午前10時から午後5時まで	
施設警備業務2級	平成25年11月19日(火) 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成25年11月21日(木) 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1) 及び次のア又はイに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3) の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出により、受付番号を取得した者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務1級	平成25年8月27日（火）から同月29日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	

貴重品運搬警備業務 2 級

(2) 申込み受付

(1) により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員は、その者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書類等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務 1 級	平成25年9月2日（月）から同月4日（水）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務 2 級	
交通誘導警備業務 2 級	
施設警備業務 2 級	
貴重品運搬警備業務 2 級	

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

ア 事前申出の受付は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、受検予定者に決定していることを無効とする。

カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通

ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

エ イ及びウに該当する者が検定申請書等を、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、ア又はイの書類を添付すること。

ア 2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業従事証明書又は誓約書）

イ 公安委員会が5の (2) のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する

書面（1級検定受検資格認定書）の写し

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務1級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係
電話番号：073-423-0110（内線3058）

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成25年5月17日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示する期間

平成25年6月2日から平成26年6月1日まで

公 告

入札公告

平成25年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年5月17日

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号
平成25年度 行パ第1号
- (2) 調達物品等の名称
平成25年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借
- (3) 調達物品等の仕様
入札説明書による。
- (4) 納入場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (5) 納入期限
平成25年9月30日 (月) まで
- (6) 履行期間
平成25年10月1日 (火) から平成30年9月30日 (日) まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第574号に規定する平成25年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (2) 日時
平成25年5月17日 (金) から同月23日 (木) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の (1) に同じ。
 - イ 日時
3の (2) に同じ。
- (2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年5月28日 (火) までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等 (ファクシミリ及び電子メールを含む。) により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
- (2) 日時
平成25年5月23日 (木) 午後1時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成25年6月27日（木）午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成25年6月27日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額（月額の入札金額に60を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を加えた額をいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products / services to be purchased :

A supply to affect personal computer rental contract

(2) Date / time of bidding:

1:30pm 27 June 2013 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30am 27 June 2013)

(3) Inquiries :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136